## 第6回支援のための連携に関する検討会

## どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を 途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討について 連携の現状と問題点 -

本検討会においては、「各種「協議会」等既存の枠組みを活用した、ネットワークの構築」 及び「起点となることが想定される機関・団体や連携の範囲に着目した、更なるネットワー クの構築」を検討事項とし、「現状の連携状況を把握するとともに、更に連携が必要な機関・ 団体を洗い出し、現状では連携が不十分な部分を補い、かつ、新たな機関・団体との連携の在 り方を検討するとともに、対応窓口の起点として想定される機関・団体を核とした更なる連携 の在り方を検討する。」ことを検討方針としている。

これを受け、これまで行ってきた各種調査等の結果等は以下のとおりである。

- 1.関係する調査結果等
  - (1)現行の取組に関するヒアリング等の結果
    - 既存のネットワーク等
    - <警察における取組>
    - 総合的な被害者支援を目的とした警察を中心と「被害者支援連絡協議会」・「被害者支援地域ネットワーク」が存在する。警察をはじめ、地方検察庁、弁護士会、保護司、医師会、臨床心理士会、精神保健センター、婦人相談所・児童相談所、福祉事務所、教育委員会、女性青少年課、暴力追放運動推進センター、交通安全協会、経済界、報道機関、民間被害者支援団体等、全国の協議会に計1,682の関係機関・団体が参画しており、およそ犯罪被害者支援に何らかの関係があると思われる機関・団体が参画しているものと思料される。
    - <日本司法支援センターにおける取組>
    - ・本年 10月2日より、日本司法支援センターによる業務開始。被害者支援連絡協議会 へも参加申し入れをしているところ。地方事務所が主体的に協議会等を実施することも 検討している。「日本司法支援センター中期目標」(平成 18年4月10日法務大臣指示) では、「連携を確保する犯罪被害者支援関係機関・団体の範囲の拡大及び連携の強化を 図る。」こと、及び、「関係機関・団体が支援センターにおいて集約整理した情報(デー タベース)を活用して自ら情報提供を行う態勢の促進を図る。」ことが盛り込まれてい る。また、「日本司法支援センター中期計画」(平成 18年4月28日法務大臣認可)では、 「地方事務所単位で、平均12以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係 を構築する。」こと、「連携関係の強さを表す連携指数()を平成18年度から平成21 年度までの間に上昇させる。」、「関係機関・団体に対し、業務マニュアルの配布や研修 の実施等の方法により、データベースの利用方法の周知徹底と積極的活用を促進する。」 ことが盛り込まれている。

連携指数(4段階)

- 1. 日本司法支援センターと関係機関・団体が相互に紹介し合う(個別の 連絡は被害者等から行う。)。
- 2. 相互に紹介し合うとともに、紹介先への連絡も行う。
- 3. 紹介先への連絡だけでなく、被害者等の同意の上、面接等で得た情報 を紹介先へ伝える。
- 4. 紹介先が予約制の場合、面接等の予約も被害者等に代わって行う。
- <学校・教育委員会における取組>
- ・ 児童生徒の「心の問題」に焦点を絞った学校・教育委員会を中心とするサポートチームが存在する。教育委員会のほか、学校、PTA、地域住民、警察、児童相談所、保護 司等で構成されている。

<児童虐待・DVに関する取組>

- 児童虐待に焦点を絞った「要保護児童対策地域協議会」が存在する。児童福祉法に基づく法定協議会であり、児童福祉担当部局、児童相談所、社会福祉協議会、医療機関、教育委員会、学校、警察、弁護士会、法務局、NPOなど様々な機関・団体で構成されている。一定の守秘義務の中で、情報共有を行っている。
- 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業に基づき、配偶者からの暴力被害に焦点を絞ったネットワークが存在する。市町村、警察、弁護士会、民間団体、児童相談所等の関係機関・団体で構成されている。

現状等

- ・ 定例会議等の開催や、「手引書」・「事例集」を作成するなどして、構成機関・団体相 互の連携の強化に努めているネットワークでは、連絡調整や情報共有がスムーズとなる ことにより、相互の有機的な連携に基づく支援(橋渡し)がなされている。
- 構成機関・団体の間で意識や取組に差がある、構成機関・団体相互の役割や所掌について共通認識が図られていない、連絡調整を担う人材の確保が困難である、などの問題が指摘されている。また、被害者の情報が共有化されていないため、縦割りの情報網により被害者がたらい回しになるとの指摘もある。

## (2)海外調査等(第3回会合のヒアリング内容を含む。)]の結果

アメリカ

- ・ 全米規模のシンポジウムの開催により、連邦機関の関係者らとの情報交換やネットワ
   ーキングをする機会も設けている。
- 支援プログラム単位でのガイドライン設定や補助金交付により、プログラムの構成機
   関・団体相互の連携を促している。
- ニューヨーク州では、被害者に関する情報は、警察から州犯罪被害者委員会に提供されている。また、州犯罪被害者委員会から警察のコンピューターにアクセスすることで 提供された情報以外の情報も得ることができるようになっている。

イギリス

- ・ 警察とVictim Support(VS)が緊密に連携している。VSでは、警察からの付託制度(referral system)を利用した情報提供に基づいた支援が行われている。具体的には、重大事犯の被害者については被害者の同意を得て、軽微な事犯の被害者については自動的に、警察からVSに対し、情報(事件の概略、被害者の属性、被害状況など)が提供され、これを受けてVSによる支援が開始される。
- VSと地方行政サービス(住宅の問題など)との連携は組織化されていない。
- 被害者の合意があれば、VSから関係機関・団体へ必要な情報提供を行っている。
- イギリスにおいても継目のない支援が課題となっており、パイロットスキームなどが 実施されている。

フランス

- ・ INAVEMは、司法省の委託を受けて、全国各地からの電話を集中的に受け付け、 身近な加盟機関や加盟機関以外の関係機関を紹介している。
- 警察からINAVEMへ情報提供がなされるようなシステムは存在しない。
- 多くの加盟機関において、警察と協定を結んで交番に担当窓口を置いている。
- 加盟機関及び加盟機関以外の関係機関に関する情報は、データベース化されており、
   相談員は相談を受けながら必要な情報をパソコン上で閲覧することができる。
- 加盟機関以外の関係機関については、定期的に情報交換を行うとともに、協定を結んでINVEMから適切に橋渡しできるようにしている。
- 相談員は、被害者の意向を確認した上、 関係機関・団体の連絡先を教示、 被害者 からの電話を関係機関・団体へ転送、 被害者の氏名・連絡先を関係機関・団体へFA X し当該機関等より被害者に連絡させる、といった対応を取っている。

ドイツ

- 市町村が関係機関・団体の連絡先一覧を発行している。女性解放運動団体、保健所、 犯罪被害者相談を行っているボランティア団体、病院、悩み相談窓口等で構成されるネットワークが存在する。
- 白い環では、専門的な支援は直接行っていない。支援に必要な専門家(病院、法的後見人、市町村レベルの相談所、DV民間シェルター等)のリストを作成しており、被害者が希望する支援を提供できる専門家へと橋渡しを行っている。
- 白い環マインツ本部には、各地方支部での支援活動に関する情報を検索できるデータ ベースがあるが、アクセスできる者を規定により決めている。

## (3)連携調査の結果(資料2参照)

- 犯罪被害者等に係る情報管理の方法(問4)については、「文書(紙媒体)で管理」が 63.2%と6割強を占めている。一方、「データ(電子媒体)で管理」はわずか 8.8%であり、このうち、罪名・被害者性別・相談内容等についてのデータベース構築(付問 4-1)については、「構築している」が 43.6%と4割強となっているものの、他機関・団体とのデータの共有状況(付問 4-2)については、「共有していない」が 71.8%と高い。
- 他機関・団体からの犯罪被害者等の紹介(問6)については、「警察署」、「市区町村」、 「児童相談所」、「婦人相談所」からの紹介が多く、提供される情報(問8)としては、 「被害の経緯や詳細」、「被害の原因となった犯罪の種類」、「犯罪被害者等の要望等」に 関するものが多い。一方、今後提供を望む情報(問11)については、上記提供情報に加 え、「紹介元機関・団体の支援内容」、「支援における留意点・所見等」、「対応した機関・ 団体や支援内容の履歴」が多くなっている。
- 他機関・団体への犯罪被害者等の紹介(問13)については、「警察署」、「児童相談所」、 「市区町村」、「弁護士会」への紹介が多く、紹介先機関・団体が実施している支援内容 の把握程度(問15)については、「把握している/ほぼ把握している」が多い。紹介先 へ提供している情報(問16)としては、「被害の原因となった犯罪の種類」、「被害の経 緯や詳細」、「自機関・団体の支援内容」、「犯罪被害者等の要望等」が多い。
- 他機関・団体を紹介する際に、犯罪被害者等に提供している情報(問20)は、「紹介 先の機関・団体の連絡先」が43.8%と最も高く、次いで「紹介先の機関・団体が提供す る支援の内容等の説明」が37.3%であり、「紹介先や提供する支援に関するパンフレット 等の配布」(22.2%)と「紹介先の機関・団体の担当部署・担当者」(19.1%)は2割程度、 「情報の提供はしていない」(13.3%)は1割強である。
- 紹介に際しての犯罪被害者等からの要望(問 21)として、「紹介先の機関・団体のより詳細な情報(連絡先、担当者、相談等の費用等)」、「プライバシーの保護」、「被害の説明を何度もしたくない」等が挙げられている。
- 支援ネットワークについて(問22~25)は、既存のネットワークや連絡会議等に「参 画している」が43.7%となっている。ネットワークの運営主体は警察や地方公共団体が 運営主体のものが多く、定期的な情報交換や会合が実施されている。
- 支援ネットワークの運営や連携に関する問題点(問 26)については、「協議会等会議の形骸化」、「支援ネットワークの実際上の連携・役割分担が不透明」、「定期的な会議や会合の開催数が少ない」等が挙げられている。
- ・ 他機関・団体からの紹介において今後連携していくにあたっての重視度について(問27)は、「重視している」のは「提供される情報の内容」で29.6%と3割弱を占め、次いで「他機関・団体の担当者との信頼関係」で27.0%、「提供される情報の詳細さ」で25.6%と高くなっている。
- 必要と思われる連携のあり方(問 29)については、「役割分担を明確にして相談内容
   の一覧を作成し周知徹底」が48.7%と最も高く5割弱を占め、「応対や機関・団体の支援

内容・連絡先等をまとめたマニュアル作成」が46.5%と高くなっている。

今後の連携のあり方についての意見・提案等(問30)については、「支援体制の確立」、 「個人情報保護の観点から、どこまで情報を提供・共有するか」、「勉強会・研修・会議 等の必要性」等が挙げられている。

2.連携の現状と課題(まとめ)

上記のとおり、各種「協議会」等既存の枠組みが存在し、およそ犯罪被害者支援に関係す る機関・団体が網羅されているが、各機関・団体の意識・取組の差や互いの役割・所掌につ いての共通認識の欠如により、必ずしも有機的な連携が図られているとは言い難い。特に、 協議会が単なる情報交換の場にとどまっているような場合には、各機関・団体の共通認識、 役割、機能、連携方法が明確となっていない。また、被害者に係る情報の共有については、 他機関・団体から提供される情報内容・詳細さが重視されている一方、プライバシーの保護 等の問題が指摘されている。

有機的な支援(橋渡し)がなされる場合、定例会議のほか、関係機関・団体の役割等を掲載した手引書の作成や事例検討による事例集の作成によって、実務者の専門性を向上させる とともに、実務者レベルでの関係機関・団体の連携が強化されている。諸外国でも、関係機 関・団体の連絡先一覧の作成、支援専門家のリストの作成、関係機関情報のデータベース化 などにより、円滑な連携が目指されている。

更なるネットワークの構築のためには、支援を行う際の留意点、関係機関・団体の役割、 支援内容、連絡先等の関係機関・団体への周知や、関係機関・団体へ伝達すべき情報に関す る指針の提示といった、実務者レベルでの連携を促すための方策を検討する必要がある。